

佐世保工業高等専門学校知的財産権取扱規程

(平成17年1月19日制定)

(趣旨)

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）の知的財産の取扱いに関する基本的事項については、独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産権取扱規則（以下「機構知財規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産ポリシー（以下「知財ポリシー」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(知的財産委員会)

第2条 本校に、知財ポリシー I-5-4に基づき、佐世保工業高等専門学校知的財産委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第3条 委員会は、本校の教職員等から届出された知的財産について、校長の諮問及び指示により、特許性及び経済性評価を行うとともに知的財産の権利化手続を行う。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 地域共同テクノセンター長
- 二 教務主事
- 三 各学科長及び基幹教育科長
- 四 事務部長
- 五 その他校長が指名した者 若干人

(委員長)

第5条 委員会の委員長は、地域共同テクノセンター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(発明等の届出)

第7条 教職員等は、職務発明等に該当する可能性のある発明等を行ったときは、機構知財規則第5条第1項で定める別紙様式1及び別記様式により速やかに校長に届け出るものとする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、知的財産に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年1月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。